

【事案 27-265】年金増額請求

・平成 28 年 5 月 20 日 裁定終了

＜事案の概要＞

個人年金保険について、基本年金額の増額を申し出たところ、保険会社が承諾しなかつたため、保険会社に年金額の増額を承諾するよう求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 5 年 3 月および平成 6 年 4 月に契約した個人年金保険について、基本年金額の増額を申し出たところ、保険会社が承諾しなかつたが、以下の理由により、年金額を増額してほしい。

- (1) 市場金利が下がっているという理由で年金の増額を承諾しないのは約款違反である。
- (2) 本契約の約款には、被保険者の同意・会社の承諾を得て増額できると記載されているだけだが、現行の約款では、増額部分の基本年金額は会社の定める率により計算するとあることから、本契約の承諾の根拠には市場金利は含まない。
- (3) 他社は、平成 7 年頃に契約した個人年金保険について増額可能としている。
- (4) 国民生活センターによる東京高等裁判所平成 20 年 7 月 31 日判決の解説によると、逆鞘を理由に増額に応じないのは、契約違反と認定されている。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 年金の増額は契約当事者双方の合意が必要であり、当社には承諾するか否かについて裁量が認められている。
- (2) 増額を認め、実際の運用をはるかに超える予定利率での運用を約束することは、責任準備金を危うくするとともに、契約者間の公平性を維持できなくなる等の理由から、現在、当社では年金の増額を一律承諾していない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかつたため、事情聴取は行わなかつた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の対応が約款違反ということはでないこと、約款の改定は約款の解釈の指針等になるわけではないこと、他社の契約および上記東京高裁判決における契約のいずれの約款も本契約とは異なるものであって本件に影響するものではないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。